

第8章 道路橋技術基準の改定に関するとりまとめ

本章では、圏央道4車線化区間の橋梁設計を行うにあたり平成29年度に改訂された道路橋示方書の概要及び旧基準との対比などのとりまとめを行った。具体には、平成29年道路橋示方書改訂案の読合せ会議(計12回)に出席の上、意見及び指摘内容について記録し、指摘事項一覧表として結果をとりまとめた。また、読合せ会議の開催にあたり、道路橋示方書(I・II・III編)の条文・解説の新旧対比表を作成した。

第8章 道路橋技術基準の改定に関するとりまとめ	8-1
8.1 道路橋示方書読合せ会議対応	8-2
8.1.1 平成29年道路橋示方書改訂案の読合せ会議の出席	8-2
8.1.2 意見及び指摘内容のとりまとめ.....	8-3
8.2 対比表作成.....	8-40
8.2.1 道路橋示方書(I・II・III編)の条文・解説の新旧対比表の作成	8-40

8.1 道路橋示方書読合せ会議対応

平成 29 年道路橋示方書改訂案の読合せ会議に出席の上、意見及び指摘内容について記録し、指摘事項一覧表としてとりまとめた。会議出席回数は 12 回を実施した。

8.1.1 平成 29 年道路橋示方書改訂案の読合せ会議の出席

平成 29 年道路橋示方書改訂案に関する読合わせ会議を、表 8.1 読み合わせ会議スケジュールに示す通り、全 12 回実施した。

表 8.1 読み合わせ会議スケジュール

会議	日付	出席者	編	章・節・項	ページ
第1回	8/31(木)	国道・防災課、国総研、 オリエンタルコンサルタンツ	I 共通編	I 編 1.3～2.1	I 編 P9～P38
第2回	9/1(金)	国道・防災課、国総研、 オリエンタルコンサルタンツ	I 共通編	I 編 2.2～3.3	I 編 P38～P56
第3回	9/4(月)	国道・防災課、国総研、 オリエンタルコンサルタンツ	I 共通編	I 編 4.1～7.1	I 編 P57～P86
第4回	9/5(火)	国道・防災課、国総研、 オリエンタルコンサルタンツ	I 共通編	I 編 8.1～10.4	I 編 P87～P194
第5回	9/6(水)	国道・防災課、国総研、 オリエンタルコンサルタンツ	I 共通編 II 鋼橋・鋼部材編	I 編 11.1～12.3 II 編 1.1～4.1	I 編 P195～P205 II 編 P1～P66
第6回	9/7(木)	国道・防災課、国総研、 オリエンタルコンサルタンツ	II 鋼橋・鋼部材編	II 編 5.1～5.3	II 編 P66～P99
第7回	9/8(金)	国道・防災課、国総研、 オリエンタルコンサルタンツ	II 鋼橋・鋼部材編	II 編 5.4～10.1	II 編 P99～P271
第8回	9/11(月)	国道・防災課、国総研、 オリエンタルコンサルタンツ	II 鋼橋・鋼部材編	II 編 11.1～20.8	II 編 P272～P610
第9回	9/12(火)	国道・防災課、国総研、 オリエンタルコンサルタンツ	III コンクリート橋・コンクリート部材編	III 編 1.1～5.1	III 編 P1～P124
第10回	9/13(水)	国道・防災課、国総研、 オリエンタルコンサルタンツ	III コンクリート橋・コンクリート部材編	III 編 5.2～5.7	III 編 P125～P184
第11回	9/14(木)	国道・防災課、国総研、 オリエンタルコンサルタンツ	III コンクリート橋・コンクリート部材編	III 編 5.8～10.6	III 編 P185～P298
第12回	9/15(金)	国道・防災課、国総研、 オリエンタルコンサルタンツ	III コンクリート橋・コンクリート部材編	III 編 11.1～17.8	III 編 P298～P419

8.1.2 意見及び指摘内容のとりまとめ

読合せ会議（第1回～第12回）において、意見及び指摘された内容を記録し、指摘事項一覧表として、とりまとめを行なった。

とりまとめの結果は、次頁以降に示す。

番号	編	章・節・項	ページ	確認事項	対応
1	I 共通編	まえがき		主な改定点① 部位の性能の検証方法の有無について記載されていない	
2		1.2.2 字句の意味	1-11	示方書の法的な位置付けを整理	道路橋示方書（局長通達）は道路構造令施行規則（省令）の解釈を示したものであり、法的な拘束力はない。
3		1.3 設計の基本理念	1-13	「維持管理行為に対する容易さに配慮」、「維持管理が困難な部位をできるだけ少なくする」→結局、全ての部位に維持管理ができるようにすることが必須なのか？	点検などの維持管理が困難な部位を完全に無くすることは非現実的であり、必須ではない。維持管理が困難な部位が一部には残ることやその対応についても配慮することを求めるのが主旨である。
4			1-15	旧の「橋は道路網を構成する重要な構造物であり、…」→なぜ削除したのか？	設計供用期間に関する記述であるため、1.5 設計供用期間に移した。なお、「橋は道路網を構成する重要な構造物」という記述は1.4 橋の重要度を新設したため削除した。
5		1.4 橋の重要度	1-16	「(通常時の重み付けとして国際物流基幹ネットワークなど…)」→削除	本省との調整の中で記載していたものと認識しており、指示に従う。
6		1.5 設計供用期間	1-16	「大規模な補修や補強を行う必要が生じないと考える期間」→首都高の大規模修繕との関係はどう整理するのか	首都高の大規模修繕は古い基準に基づいて設計された橋梁に対するものであり、「大規模な補修や補強を行う必要が生じないと考える期間」は今後新設する橋梁についての考え方を示したものの。

番号	編	章・節・項	ページ	確認事項	対応
7			1-16	設計供用期間 100 年を規定することで、設計コストは上がるのか	耐久性に関する規定は H13 道示から導入されており、コストは変わらない
8			1-17	設計供用期間を 100 年とした理由に、「既存の橋の耐久性に関する知見が蓄積されてきた」、「海外の基準を参考とした」の 2 点を追加できないか？	前者については、「適切な維持管理を行うことで相当の長い期間にわたって供用されている道路橋も存在していること」と記述しているところ。 後者については、国情も異なる海外の基準は設計供用期間の根拠ではないことから、解説には記載しないこととしたい。一方、講習会等では参考情報として示すことは考えられる。
9		1.6 調査	1-18	「施工において施工の安全性…」→「1.10 施工」に入れるべきでは？	ご指摘のとおり移動済み。
10		1.8.3 構造設計上の配慮事項	1-27	「選択肢の吟味 … 」→ 同じ文章が繰り返されている	記述の正確さを期すためやむを得ないと考えている。
11		1.8.3.(1)	1-28	「致命的な損傷とは…」→ 「長期の通行止め」「架け替え」といった管理上の判断に依存する表現を改めたという理解でよいか？	ご指摘のとおりである。
12			1-28	「たとえば、着目する一部材…」→ 例えば 2 主鈹桁橋を想定しているという理解でよいか？	ご指摘のとおりである。

番号	編	章・節・項	ページ	確認事項	対応
13			1-29	「鋼橋やケーブル部材等では…」→ 鋼橋のみと限定出来ないのではないか？	ご指摘踏まえ 8.17 風荷重の条文の表現を用いて「鋼橋」は「吊橋, 斜張橋のようにたわみやすい橋」に改める。
14		1.8.3.(2).3)	1-30	「他方、将来的に道路計画…」→ 前段の文章と整合していないのではないか？	ご指摘踏まえ「他方」は削除する。
15		1.8.3.(2).4)	1-30	「特に、耐久性又は耐震性…」→ 本条文の解説になっていないのではないか？	耐久性を制御することに限界がある、という本条文の規定主旨を解説したものである。
16		1.10 施工 (2)	1-34	「施工品質の確保に必要な施工過程を追った検査…」 「品質にかかわるトレーサビリティの…」 →ここでの「施工過程」「トレーサビリティ」は製作過程も含んだものか？	いずれも製作過程も含んだものである。
17		2章 2.1 橋の耐荷性能に関する基本事項	1-36	「不可能」 → 表現の横並びも考慮し、表現が適切かどうか確認する	橋がおかれる状況の全てを考慮することが「不可能」であることは事実であり、誤解を招かないためにも原案とおりとしたい。
18			1-36	永続作用、変動作用、偶発作用をわかり易く文章を追加する	
19		2.2 橋の耐荷性能の設計において考慮する橋の状態の区分 1) i	1-38	「この示方書における橋としての機能が損なわれていない状態とは…」→条文に合致しているか確認する	1.8.1 設計の基本方針の「橋の機能を満足する状態にあること」を耐荷性能の観点で書き下したものであるが、ご指摘のとおりこの関係性が読み取りづらいため、修文する。

番号	編	章・節・項	ページ	確認事項	対応
20		1.2.1 用語の定義	1-8	「(15)作用、(16)荷重は、定義があるが“影響”がないため不明確な部分が出てしまうのではないか？」	
21		2.3 橋の耐荷性能	1-40	「定めている」→表現を確認する	解説の著者である日本道路協会が主語の場合は「定められている」が正しい。 ただしご指摘の箇所は「道路橋示方書は…定めている」と、「道路橋示方書」を主語にした一文とすることを意図したものであったため、「道路橋示方書では」を「道路橋示方書は」に修正したい。
22			1-40	「工学指標を評価…」→工学指標を用いて評価ではないか	ご指摘踏まえ修正する。(案：…工学指標を設定する。そして、その工学指標を用いて橋の状態と限界状態に対応する特性値や制限値を比較する…)
23		3章 3.1 作用の種類 (1)	1-44	表-解 3.1.1 「荷重」という用語と「影響」という用語はどのような使い分けなのか？ また「影響」は用語の定義に加える必要はないか？	「荷重」は部材等に働く「力」に対して用いている一方、「影響」は「力」を発生させる事象に対して用いている。例えば地震は、それ自体が力なのではなく、重さのあるものに加速度を生じさせることにより初めて力を発生させる。以上を踏まえると「影響」は単なる一般用語であるため用語の定義に記載していない。
24			1-45	「抵抗側の制限値」→「許容応力度」と表現したほうがわかりやすいのでは？	許容応力度という概念が改定道路橋示方書には存在しないため、抵抗側の制限値という一般的な表現としたい。

番号	編	章・節・項	ページ	確認事項	対応
25		3.1 (3)	1-46	施工時荷重の設定における「仮設構造物」の扱い	道路橋示方書が施工時荷重の設定を求めるのは本体構造物のみであり、仮設構造物は対象としていない。解説において、施工時の足場等と言及しているのは一般的な助言の位置付けである。このことが明確になるよう、解説に、「道路橋示方書は仮設構造物を対象としていないものの」と追記するなど対応を検討する。
26			1-46	「多様な工事期間や方法に適用できる… いない」→施工時の仮設構造物の設計手法の確認	土木学会図書などを参考にされているものと思料。道路橋示方書としては示さない。
27		3.2 設計状況の設定 (3)	1-48	「3.3(3)にえ規定…」→誤字の修正	修正する
28		3.3 作用の組み合わせ	1-50	表 3.3.1 内の①~⑫の組み合わせ荷重に関する個別の解説の必要はないか？	100年間という設計供用期間中で確率的に考慮すべき作用の組み合わせを示すものであり、例えば「地震時」「暴風時」「渋滞時」などといった例示は敢えて行わないものとしている。例示すると、例示から想像される作用の組み合わせのみ考慮するなど恣意的な運用が懸念される。
29		3.3 (2) (3) i)	1-51	「荷重組組合せ、…倫理」→誤字の修正	修正する
30			1-52	「また、この示方書ひとつ…」→記述の内容・意図について確認する	28とも関連し、改定示方書には「地震時」「暴風時」「渋滞時」などといった設計ケースはどこにも登場しないため、これらの設計ケースと結びつけて理解しようとする理解の妨げと

番号	編	章・節・項	ページ	確認事項	対応
					なることから、正しい理解を促すため記述している。
31		3.3 (2) (3) ii)	1-54	「5.2. (7)にて定義され抵抗側で乗じられる調査・解析係数にて考慮されている」→活荷重についての組合せ係数を？一律1.0としていることの補足があるとよいのでは	
32			1-56	「必要に応じて... 係数を見直したりするのがよい」とあるが、設計者・施工者のいずれの責任で行うのか？	道路橋示方書は技術基準であり、いずれの者が行うべきであるかは定めていない。
33		4章 4.1 (1)	1-57	「直接取り上げねばならない、支配的…」→「ような」を追加	ご指摘のとおり修正する。
34		4.1. (4)	1-58	「標準的な考え方は確立されていない…」→「今後の検討課題である」等の一文を加えるのが良い	ご指摘のとおり文章を検討した上で追加する。
35		4.2. (1)から(3)	1-59	「しかし、例外もある... 支承等で接続されている場合などとは、ゲルバー…」の「など」は、条文には無いため削除すべきはな いか	ご指摘とおり「など」は削除する。

番号	編	章・節・項	ページ	確認事項	対応
36		4.3	1-61	「表-解 4.3.1 上部構造、下部構造…」→ 表題を修正（内容は、部材の限界状態のため）	ご指摘とおりに修正する。
37			1-61	上部構造の限界状態2は「限界状態1を超えない・・・」と定義するのに対し、下部構造または上下部接続部の限界状態2は「限界状態2に達した・・・」と定義されるのはなぜか	意味するところは同じであり、どちらかの書きぶりに統一することも考えられるが、実務的に影響は無いため条文の修正までは不要と考えている
38			1-61	表-解 4.3.1 の内容と耐震編Vとの整合を確認する	V編では2.4.6にてI編4.3を受けた限界状態の設定について規定している。
39		5章 5.1(6)	1-65	「斜橋や曲線橋…」→斜橋や曲線橋のみのと捉えかねないため文面を見直すのが良い	斜橋と曲線橋しか思い当たらないため、原案とおりにしたい。斜橋と曲線橋以外に該当があればご指摘頂ければ修正する。
40			1-65	表-解 5.1.1 は解説(5)の直下に記載するのが良い	ご指摘とおりに修正する。
41		5.2 (2)	1-67	「限界状態1を超えない…」→限界状態3も同様では？	限界状態3を超えないことを照査することの主旨を説明する文であり、原案とおりにしたい
42		5.2. (3)	1-68	「耐荷性能に多雨する」→誤字修正	ご指摘とおりに修正する。

番号	編	章・節・項	ページ	確認事項	対応
43			1-68	「これを載荷して算出する」→誤字修正	ご指摘とおりに修正する。
44			1-68	「荷重係数を応答 S に乗じた…」→特性値に乗じていると言うことか？	その通りである。応答 S に荷重係数を乗じるものではないことを解説したものである。
45			1-69	「… 超える可能性が十分小さいことを照査する」→もう少し簡単な文章で説明できないか	照査式の意味合いを解説しようとするところ以上簡単な文章が思い当たらないので原案とおりにしたい。なお、この文章自体がなくとも解説は成立するが、削除するよりは残した方が分かりやすいと考えられる。
46			1-69	「必ずしも工学的指標…」→意図、内容の確認	内容は文面とおりで。「工学的な指標」という表現も他の箇所でも用いており、「工学的」が重複することもやむを得ないと考えている。
47		5.2. (4)	1-69	「標準的な扱いとされているのは…」→表 3.3.1 を適用することが標準的な扱いとされていることは条文から読み取れるか？	ご指摘踏まえ「作用の組合せに関し、橋の主方向及び横方向のいずれに対しても表-3.3.1 を適用する。」に修正する。
48		5.2. (5) から (9)	1-71	「5%フラクティル値が安全側に評価された設計値となるように係数を設定する」、「(係数が) 0.95 を上回らない範囲で設定する」は同じ意味と理解してよいか？	前者は係数の統計的位置付けを解説した文章である一方、後者は係数の数値設定を述べた文章であり、意味は異なる。

番号	編	章・節・項	ページ	確認事項	対応
49			1-73	「バイアスは、… 抵抗係数の算出にて考慮されている」→文章の内容に矛盾がないか確認	材料や製品の寸法など生産者が制御する余地があるバイアスや無視する一方で、部材強度等の算出式が有する統計的又は物理的なバイアスは考慮するという意味であり、矛盾しない
50			1-75	「特徴に応じて、1.00 から 0.50 まで…」→各編との整合を確認のこと	(当面読み合わせの中で確認)
51				抵抗係数の一覧を参考に確認したいので送ってほしい	(別途作成する必要)
52			1-79	部分係数の種類に記号を追加したほうが良いのでは？	ご指摘とおりに追加する。
53			1-80	表-解 5.2.3 の○印が意味するところは一貫しているか？	「必ずしも式の照査でカバーされないため、別途の対処が行われるもの」に付されている「○」の意味合いが分かりづらいと考えられる。ご指摘踏まえ、文章を追加するなど修正する。
54		6章 6.1 (6)	1-82	「永続予作用…」 →誤字修正	ご指摘とおりに修正する。
55		6.2 (1)	1-84	「方法 3 は、…」 →「設計耐久期間内においては」を追加する	条文で「設計耐久期間内における」としていること、方法 1 と方法 2 の解説との一貫性から原案とおりにしたい。

番号	編	章・節・項	ページ	確認事項	対応
56		7章 7.1 (1)	1-85	「上部下部接合部」→上下部接続部	ご指摘とおりに修正する。
57		8章 8.2 (1), (2)	1-92	「疲労設計指針... のままである」→「...と同じ」で良いのでは？	ご指摘とおりに修正する。
58		8.2. (3)	1-92	「A 活荷重とできるものとした」→「A 活荷重または B 活荷重を適用することとしている」から言い回しを変えた理由は何か	「その他の市町村」では A 活荷重を適用できる (B 活荷重を使わなければならないわけではない) ことを明確にする意図で条文と併せて変えたものである。(ただし、実質の内容が変わったわけではない)
59		8.3.	1-100	衝撃係数の根拠について根拠に基づく係数か確認	平成 8 年道示までは、「各構造物の実態を考慮し、かつ諸外国の規定をも参考として定めた」と解説されている。
60		8.5	1-108	クリープひずみ算出式は JIS 材料使用時のみ適用される規定か ← このようなご指摘がありましたでしょうか？	
61		8.6. 条文(4). 1)	1-115	「軸方向鋼材量が部材のコンクリート断面積の 0.5%未満の場合には乾燥収縮度を 20×10^{-5} とする」→Ⅲ編にも同じ記載があるのか確認	Ⅲ編に確認する。

番号	編	章・節・項	ページ	確認事項	対応
62		現行示方書 2.2.13	1-136	現行道示 2.2.13 解説(4)「コンクリート橋においては…」が削除された理由を確認	Ⅲ編に確認する。
63		8.17	1-138 以降	風荷重の算出式の変更内容について確認	<p>主な変更内容は以下の通り</p> <ul style="list-style-type: none"> ・従来 40m/s としていた設計基準風速を地域特性等に応じて設定できるようにした ・活荷重載荷時の記載を部分係数書式に合わせた
64		現行示方書 2.2.9.(1).8)	1-147	現行道示解説 8)「表-2.2.13 の載荷弦の活荷重載荷時の…」が削除された理由を要確認	63 のとおり、活荷重載荷時の風荷重の記載を部分係数書式に合わせたことに伴い、活荷重載荷時の風荷重が記載されなくなったため
65		9章 9.1.(2)	1-155	「なお、抵抗係数は、残留応力の影響… 注意を要する」→文章の意図を確認	JIS 材料であるからといって道路橋に使用できるわけではないという注意喚起である。
66		9.1.(2).7)	1-160	「ひび割れを生じさせないための…」→「設計で想定しないひび割れ」等の書き方に修正するのが良い	ご指摘踏まえ「ひび割れの発生に関する構造細目」としたい。(正確を期するため「設計で想定」「有害」といった表現は避けたい)
67		9.1.(3)	1-162	「JIS 以外の規格等に適合し… 鋼材検査証明書…」→「鋼材検査証明書」以外の方法は無いか確認	Ⅱ編に確認する。
68			1-162	「JIS 以外の規格等に適合し…」→上記の(2)の文章と矛盾しないか	JIS 材料を使用したからといって必ず道示に規定される部分係数を適用できるわけではないことと、JIS 材料以外にも道示が規定する材料

番号	編	章・節・項	ページ	確認事項	対応
					への要求性能を満足し得ることは矛盾しない
69		9.2.3	1-167	「.. 設計基準強度を 30N/mm ² とするのが良い」→Ⅲ編、Ⅳ編との整合を確認	(当面読み合わせの中で確認)
70			1-167	「できる限り W/C を下げて...」→「適切なワーカビリティを確保する前提で」を追記するなど、前提条件を付した方が正確ではないか	Ⅲ編に確認する。
71		10章 10.1.1	1-174	ここまで嚴重に...」→「厳密に」が良いのでは？	ご指摘踏まえ修正する。
72		10.1.5	1-177	支承(ゴムなど)の抵抗の特性値設定方法について、手法など示した方が良いのではないか	解説に記載のとおり支承は多様であることから道示で示すのではなく、支承便覧で示すこととしたい
73		現行示方書 4.1.3.(1)	1-182	「そのため、こうした調整をする場合...」 →削除した理由を確認	V編に確認する。
74		現行示方書 4.2.2.(2)	1-192	表-解 4.2.1 の削除の理由の確認。改訂した各条項で算出した値と、改訂前の値との整合は図られているか確認	当該表が無くとも設計することができ、基準の解説の範疇を逸脱しているものと判断し削除したもの

番号	編	章・節・項	ページ	確認事項	対応
75		10.4	1-194	落橋防止構造システムは、「フェールセーフ」の一部との解釈で良いか？	その通りである。フェールセーフは落橋防止システムの設置も包含する用語として用いている。
76		11章 11.2.(4)	1-196	「抵抗は...共同作用によって...」→抵抗側の表現に「作用」を用いるのに違和感がある	ご指摘踏まえ「...防護柵の反力と変形によるので、」に修正する。
77		Ⅱ編 1.4.2(1).2)	Ⅱ-1-2	「塑性化を考慮する材料が、必要な伸び性能...」→じん性との使い分けを確認	
78		2章 2-2 1)②	Ⅱ-2-5	「○湖河川における...」→湖は必要か確認	
79		3-2.2	Ⅱ-3-2	「3.2.2 耐荷性能の照査において考慮する状態」→共通編との関連性などを含め解説で丁寧に説明すべき	
80		3.5 条文 (2) 1)	Ⅱ-3-8	式(3.5.1)、式(3.5.2)の式が2種類あることの意図の解説が不足している	
81		条文 (2) 3)	Ⅱ-3-9	⑩、⑪の式を条文に記載した理由を解説に加えた方がよい	

番号	編	章・節・項	ページ	確認事項	対応
82		3. 8. 3. 5)	Ⅱ-3-20	「耐久性上の想定を逸脱し、…」→”逸脱”の表現を変えた方が良いのではないか	
83		5 章 5. 3. 2	Ⅱ-5-10 Ⅱ-5-37 Ⅱ-5-41 Ⅱ-5-50	「パラメータを闕として、…」→「闕」他の表現は出来ないか（ひらがな？）他の解説でも同様な箇所が多数ある。	
84			Ⅱ-5-10	「幅厚比パラメーター…」→解説全般に似たような文章が繰り返されており冗長的ではないか他の表現は出来ないか	
85		5. 3. 2~5. 3. 6	Ⅱ-5-10	鋼橋編特有の「限界状態 3 を満たせば限界状態 1 を超えないとみなす」の理由が書かれていないので解説が必要ではないか。	
86		5. 3. 7	Ⅱ-5-14	せん断も「限界状態 3 を満たせば限界状態 1 を超えないとみなす」で良いか確認。5. 3. 8 と同様な書き方が良いのではないか	
87		5. 3. 9	Ⅱ-5-27	「10%程度応力度の制限値を割増…」→ 式 (5. 3. 2) 右辺の 1. 2 の事を指しているのか確認。また、解説がもう少しあっても良いのでは？。「制限値」の指している式が判り難い。	

番号	編	章・節・項	ページ	確認事項	対応
88		5.3.9.(2)	Ⅱ-5-17	解 5.3.1 及び解 5.3.2 を算出するに当たって、十分な解説（算出式など）がされているか確認	
89		5.3.10	Ⅱ-5-20	「10%程度応力度の制限値を割増...」→式(5.3.8) 右辺の 1.2 の事を指しているのか確認。	
90		5.3.11	Ⅱ-5-22	「(HB2/900...)」→誤植 HB ²	
91		5.3.12.(1).1)	Ⅱ-5-31	「これまでの示方書による場合と概ね同等...」→現行道示の記述（許容応力度の 70%程度）を残さなくて良いか確認	
92		5.3.12.(1) 1)	Ⅱ-5-31	「バランスが必要とされるため、徒に...」→「徒」一般的な言い回しではないように思える。要確認	
93		5.3.12.(2).1)	Ⅱ-5-31	「これまでの示方書による場合と概ね同等...」→現行道示の記述（許容曲げ応力度の約 40%増し）を残さなくて良いか確認	

番号	編	章・節・項	ページ	確認事項	対応
94		5.3.13	II-5-33	「限界状態 3 を満たせば限界状態 1 を超えないとみなす」の理由が書かれていないので解説が必要ではないか。	
95		5.4.1(1)	II-5-38	「条文では規定していないが…」→あえて記述する必要のない前置き文では？他の解説分と整合を確認する。	
96		5.4.1(3) 5.4.3(3)	II-5-41 II-5-50	「パラメータが小さい領域…」→領域の大小の基準の解説が無い	
97		5.4.3(2)	II-5-49	「板要素」→他偏ではあまり使わない用語だが 他偏との整合を確認	
98					
		5.4.4	II-5-56	「すなわち、細長比パラメータ及び…限界状態 3 ととらえている。」→もっと前の条文の解説に書かれていれば判りやすい。	
99		5.4.7	II-5-69	「vonMises の降伏条件について…」→、「 $1/\sqrt{3}$ 」の数値を示すのが良いではないか。	

番号	編	章・節・項	ページ	確認事項	対応
100		5. 4. 12	Ⅱ-5-75	「それを満足することで... 確保されるものとなっていることから」→理由になっていない。困難なためではないのかその他の理由があるのか。	
101		7章 7. 2	Ⅱ-7-6	「点検ができない構造をなくしたり」→共通偏との整合をはかる。	
102		8章 8. 2. 1	Ⅱ-8-4	条文の表-8. 2. 1 使用鋼種にSBHS500 は必要ないか確認	
103		8章 8. 3. 2	Ⅱ-8-31	「応力が作用する場合を横方向に分類...」 →誤植「場合は」	
104		9章 9. 1. 1. (4)	Ⅱ-9-2	「明確にするが必要である。」→誤植「する必要はある」	
105		9. 2. 3	Ⅱ-9-7	「T継手と角継手の鬨を明確...」→「鬨」 他の表現は出来ないか（ひらがな?）	
106		9. 3. 1	Ⅱ-9-18	軸力・せん断力に対してもう少し解説文を追加した方が良いのではないか。	

番号	編	章・節・項	ページ	確認事項	対応
107		9.4.1	Ⅱ-9-24	他の条文との違いは、SBHS の係数が異なるのみなのでそのことだけを解説すれば良いのではないか。	
108			Ⅱ-9-26	係数の表内で、SBHS の係数を i、ii は差をつけているが、iii は差が無いのはなぜか？確認	
109			Ⅱ-9-53	「なお、全強の 75%の強度を…」→「従来の規定を踏襲して全強の 75%の強度…」などの一文を付け加えると良いのではないか。	
110		10 章 10.1.(2)	Ⅱ-10-2	「死勝負」→誤植修正	
111		11 章 11.1.2.(3)	Ⅱ-11-3	施工品質について述べているが、「弱点となりやすい打継ぎ目の処理等の施工品質について留意すること」等の記述を追加するのがよいのではないか。	
112		11.2.3	Ⅱ-11-12	床版設計時の断面力式と部分係数や抵抗係数の考え方について確認。	
113		11.3.1.(2)(3)(4)	Ⅱ-11-35	「棒部材として制限値を…」→Ⅲ編と整合が取れているか確認。	

番号	編	章・節・項	ページ	確認事項	対応
114		11. 3. 2	Ⅱ-11-36	限界状態 3 と 1 を同等とみなせるとした理由の補足	
115		11. 3. 3. (4)	Ⅱ-11-37	「ずれ止めの設計に用いる荷重は…」→荷重係数 1.25 を見込まなくて良い旨の説明があれば良いのではないか。	
116		11. 3. 3(5) (6) iii)	Ⅱ-11-38	「耐力を評価する場合の実験結果の特性値は平均値とし…」→平均値で良いか確認	
117		11. 4. 2	Ⅱ-11-39	「11. 2 の規定を満足して設計された床版は…」→「11. 2. 4 の最小厚の規定を満たせば十分な耐力を保有するとみなすことができ…」などを追加するとわかり易いのではないか。	
118		11. 5. (2) (3) 11. 5. (6) 11. 5. (8) 11. 9	Ⅱ-11-44 Ⅱ-11-45 Ⅱ-11-46 Ⅱ-11-60	「有害なひび割れ…」→「有害な」を削除	
119		11. 5. (4)	Ⅱ-11-45	「一般には、PC 鋼材の配置等を…」→「PC 鋼材の定着具等の配置」ではないか	

番号	編	章・節・項	ページ	確認事項	対応
120		11. 5. (7)	Ⅱ-11-46	「死活荷重によるものとし、…」→他の編と統一されているか、「死荷重および活荷重」ではないか確認。	
121		11. 5. (8)	Ⅱ-11-46	「安全であるという考えからこのような規定とされている。」→「従来の考え方を踏襲し、」等、120N/mm ² を採用している理由の説明を補足する	
122		11. 6(2) (3)	Ⅱ-11-48	100N/mm ² を採用している理由を補足する。 「従来の考え方を踏襲し、」等	
123		11. 11	Ⅱ-11-61	「100 年程度の耐久性能... 実績から確認されている」→「実績」言い過ぎと思われるので削除した方がよい。	
124		13 章 13. 6	Ⅱ-13-24	「鋼桁としての限界状態 3 の設定については今後の研究課題である」等の一文があっても良いのではないか。	
125		14 章 14. 6. 1	Ⅱ-14-22	解説文がないが、記載漏れか、もしくはあえて書いていないのか確認。	

番号	編	章・節・項	ページ	確認事項	対応
126		14. 6. 2	Ⅱ-14-22	条文ー表-14. 6. 1 中の「プレストレスング中」について荷重組合せの解説を補足する。	
127		14. 6. 2 (3)	Ⅱ-14-24	「圧縮応力の制限値についても... 260N/mm ² を用いて良い」→理由を補足するのが良い。また、SD345に限った場合は補足は不要か？。	
128		14. 7. 2、14. 7. 3	Ⅱ-14-26	解説文がないが、記載漏れか、もしくはあえて書いていないのか確認。	
129		15 章 15. 3. 2. (4)	Ⅱ-15-9	「今回の改定にあたり...」→「検討したが規定は変えていない」旨の記載を追加した意図を確認。	
130		16 章 16. 8	Ⅱ-16-15	「こうした損傷は... ひいては、... ひいては...」→ひいては」が重複している。修正した方が良い。	
131		18 章 2. 4	Ⅱ-18-6	条文(3)「破断数が2%以下」、「破断数が3本以下」→数値設定の理由を解説で補足するのが良い	
132		18. 2. 4. (3)	Ⅱ-18-6	「C2 はエポキシ樹脂被覆...」→条文の表-18. 2. 1 にてケーブル区分に差を付けている	

番号	編	章・節・項	ページ	確認事項	対応
				理由を明記するのが良い	
133		18.3	II-18-8	「調査・解析係数と抵抗係数が…」→係数用語の後ろに記号を入れる方が読みやすい	
134		18.4	II-18-12	「調査・解析係数及び部材・抵抗係数…」→文章を修正した方が良い。理由等も追加すると良い。	
135			II-18-14	「ロープの1億回疲労強度を超えないために…」→18.2.4「200万回繰り返し载荷によっても破断が生じない…」とあるが1億回と200万回の関係性はどのようになっているのか？	
136			II-18-14	他と同様にL荷重に対して、荷重係数 1.25の説明を追加した方が良い。	
137		19章 19.3	II-19-2	条文-表-19.3.3について、SBHS鋼材が含まれていない理由を確認。	

番号	編	章・節・項	ページ	確認事項	対応
138		19.7.3	Ⅱ-19-19	限界状態 1 = 3 としているが、将来的に見直しをする可能性はないか確認	
139		20 章 20.6	Ⅱ-20-7	Ⅱ 20-7 以降：鋼材等の平坦度、成分、機械的性質等、材料面に關わる規定は全て JIS のもので道示特有のものはないか？確認（材料面に関する責任の所在）	
140		20.8.6~20.8.7	Ⅱ-20-46 ~	本省説明パワポの内容が反映されているか確認。	
141		20.8.7	Ⅱ-20-61	「部材を問わず…」→落橋防止構造における不具合の事例等、規定見直しの背景を記述するのが良い	
142	Ⅲ編	3.2.1	Ⅲ-3-2	「状況とは・・・」の文章について、Ⅱ編との整合も含め再確認。	
143		3.3(1)	Ⅲ-3-5	これまでの示方書における荷重の組み合わせに対する割増の概念をなくしたことを明記する必要はないか（Ⅰ編では詳述している。）	

番号	編	章・節・項	ページ	確認事項	対応
144		3.3(2)	Ⅲ-3-5	「施工時の作用としてレベル2地震・・・検討する必要がある」は、施工時の扱いについて、Ⅱ編との記載事項の整合を確認	
145		3.4.1(8)	Ⅲ-3-7	同じ文章内で「各強度との比率が」と「強度との比が」や「斜引張強度」と「斜め引張強度」等、記載事項の不整合を修正。	
146		3.4.1(8)	Ⅲ-3-7	「プレストレス直後」の状態についての説明を追加する必要はないか。	
147		3.4.3	Ⅲ-3-9	「せん断力に対する部材抵抗の可逆性・・・明確でないため」はⅡ編との使い分けや整合について確認	
148		3.4.3	Ⅲ-3-9	「全断面が抵抗すると仮定した抵抗機構」はこの表現で良いか。後述の内容との整合についても確認	
149		3.5(4)	Ⅲ-3-13	終局荷重作用時が削除されていることの記載は必要ないか。	
150		3.7(1)	Ⅲ-3-18	「断面係数（たとえば・・・）の後の“)”が抜けている。	

番号	編	章・節・項	ページ	確認事項	対応
151		3.7(2)	Ⅲ-3-19	「また、以下に例示するような部材相互の作用等についても適切に考慮する」の後の例示文章の語尾が、「考慮できること」となっているため、「応力がウェブに作用する影響」で止める。	
152		3.7(3)	Ⅲ-3-21	有限要素法等の扱いについてⅡ編との整合が取れているか確認	
153		4.2.2(2)	Ⅲ-4-6	「エポキシ樹脂を被覆」だけでよいか。めっきは不要か。	
154		4.2.3	Ⅲ-4-13	骨材事情に関する記載は「確認しておくことが必要である」となっており、スランプについては「妥当性について検討」となっているが、影響度からするとトーンが逆ではないか。表現について再確認のこと。	
155		5章 5.1.1	Ⅲ-5-3	表-解 5.1.1 のタイトルで、「コンクリート構造の」は「コンクリート構造における部材の」に修正。	
156		5.1.1	Ⅲ-5-4	表-解 5.1.2 も上記同様「部材」を追記	

番号	編	章・節・項	ページ	確認事項	対応
157		5.1.1 4)	Ⅲ-5-6	「施工要領書等」は「施工計画書」の方が良いのでは。他編の記述を含めて確認。	
158		5.1.1 5)	Ⅲ-5-7	コンクリート部材(RC, PC, PRC 等)の交通整理の解説ができないか。	
159		5.1.1(4)	Ⅲ-5-9	「60N/mm ² を超え・・・制限値は、このような工場で作製される・・・」と記載されているが、条文では「これを同等の施工条件が備わった場所」となっており工場に限定していない。	
160		5.1.2	Ⅲ-5-10	プレストレスを導入する構造のうち、全断面の有無はどの荷重状態に対して使い分けるのか明確にする	
161		5.2.2(1)	Ⅲ-5-19	「コンクリートの付着特性を…」→誤植「コンクリートとの付着特性を…」	
162		5.2.4	Ⅲ-5-21	「危険性」→恐れや可能性などに言い換えた方が良いのではないか	

番号	編	章・節・項	ページ	確認事項	対応
163		5.2.6(3)1)	Ⅲ-5-26	「性能が確認された…」→文面が正しくないのではないか。修正	
164		5.2.6(3)4)	Ⅲ-5-26	新規に条文化されたもののため、解説が必要ではないか。どのような観点で設定するか明記した方が良い。	
165		5.2.7(3)条文	Ⅲ-5-32	「基本値」という用語の定義が必要ではないか、制限値等との使い分けなど。	
166		5.2.7(2)	Ⅲ-5-32	文面が正しくないのではないか。修正。	
167		5.2.7	Ⅲ-5-32	「継がれる鉄筋以上の強度が必要」などの文面を追加した方が良いのではないか。	
168		5.2.8(1)	Ⅲ-5-36	「あくまで…」→以降の文章が 5.3.3 の内容と合致していないのではないか、確認。	

番号	編	章・節・項	ページ	確認事項	対応
169		5.2.8.(3)2)	Ⅲ-5-37	「釣合い破壊」通常この表現を使用しているか確認。	
170			Ⅲ-5-37	「釣合い鋼材量を超える場合がある。」超える事例が具体的にあれば教えて頂きたい（確認）。	
171		5.2.12	Ⅲ-5-44	現行 H24 道示の「はり理論よりせん断力を算出し、～」は、必要はないか確認。作用力の算出方法などは必要ないか？	
172		5.3.2(4)2	Ⅲ-5-54	複数定着の場合、ウェブ近傍に配置できない際の対応方法の記載が必要ではないか。（隔壁を設ける等）	
173		5.3.2.(6)	Ⅲ-5-56	T1、T2 や図中の x、z の確認。	
174		5.3.2.(6)	Ⅲ-5-59	「すくなくとも以下に示す事項につい配慮…」→「ついて配慮」誤植	

番号	編	章・節・項	ページ	確認事項	対応
175		5.3.3(1)	Ⅲ-5-61	ひび割れが生じていることを許容しているように読める記述だが、ひび割れを許容しないPC構造として、運用上問題ないか確認。	
176		5.3.3(1)	Ⅲ-5-63	「引張応力度の最大値」の最大値の意味は？確認。	
177		5.4.1(2)	Ⅲ-5-67	「せん断遅れ現象の影響が大きい…」→「箱桁の下フランジなど」とかの補足追加を追加した方が良い。	
178		5.4.1(2)	Ⅲ-5-67	内容から「(1)」の解説のほうが良い。	
179		5.4.2(1)	Ⅲ-5-71	「鉄筋拘束の影響」→影響が無視できない鉄筋比の目安を明記できないか。	
180		5.5.1(2)	Ⅲ-5-75	「抵抗力を算出することができる。」→誤植「すること」	

番号	編	章・節・項	ページ	確認事項	対応
181		5.5.1(3)	Ⅲ-5-75	「鉄筋の引張応力度が降伏強度至らず」→誤植「強度に至らず」	
182		5.6.1 条文	Ⅲ-5-80	表-5.6.1の軸引張応力度の制限値は、0で良いか？	
183		5.6.2(3)	Ⅲ-5-83	5.6.1(3)に書かれている「100年間…」の1文を追加したほうが良い。	
184		5.7.2(3)	Ⅲ-5-91	(3)→(3)(4)として各照査式の解説が必要ではないか	
185		5.7.3(1)	Ⅲ-5-94	コンクリートもねじりを負担していると解釈できる解説文が他の節等で複数あるため、整理が必要ではないか。	
186		5.7.3(3)	Ⅲ-5-95	(解 5.7.1) 式は現行であるか確認し、なければ目的や実務上の運用方法を明記した方がよい。	

番号	編	章・節・項	ページ	確認事項	対応
187		5.7.3(4)	Ⅲ-5-95	条文(4)のKtの解説を追加したほうが良いのではないか。	
188		5.8.1(1)	Ⅲ-5-102	「圧縮側のコンクリートにひずみ…」→誤植「に」を「の」に修正	
189		5.8.1(4)	Ⅲ-5-106	「しかし、この破壊抵抗曲線…」→現行に無い文章、追加の趣旨を確認。	
190		5.8.1(4)	Ⅲ-5-107	「軸方向力として考慮する必要がある」→軸方向力を考慮する場合の係数の算出方法を明記した方が良い。	
191		5.8.2(3)1)	Ⅲ-5-118	「ウェブ中央付近に…」→の記述ではRCでひび割れが生じたら適用できないことになってしまうが良いか？確認。	
192		6章 6.1(3)	Ⅲ-6-2	「抵抗手段」→表現方法を変えたほうがよいのではないか	

番号	編	章・節・項	ページ	確認事項	対応
193		6. 1. (2)	Ⅲ-6-2	疲労に関する考え方を整理する必要がある。 ・応力振幅が大きい場合の問題について記述を追加する ・床版等に別途制限値を設ける理由に関する記述を修正するなど	
194		6. 2. 1	Ⅲ-6-4	ステンレス鉄筋の参照先（ライブラリー）を追記するか確認	
195			Ⅲ-6-4	ステンレス鉄筋を使用した場合のかぶりの低減など確認	
196		7 章 7. 3. 1(5)	Ⅲ-7-7	「確実に交換することが前提である…」→セグメント接合部などは交換不可である。どの部位を想定している記述なのかを確認する	
197		7. 3. 3(2) 2)	Ⅲ-7-10	フーチングと杭との接合部は、どちらに該当するのかを確認する（会検指摘事項）	

番号	編	章・節・項	ページ	確認事項	対応
198		7.5.1(2)1)	Ⅲ-7-14	内容は、鋼橋編の「テコ作用」なので、「テコ作用」の表現を加えてもよいのではないか。	
199		9章 9.5.1	Ⅲ-9-24	表 9.5.1、表 9.5.2 は、どのような荷重に対してか？係数は含まない、衝撃は含まないなどの解説が必要ではないか。	
200		10章 10.2.1(3)2)	Ⅲ-10-4	モデルについては条文で明確にしているわけではないので、「標準とされている」の表現を修正したほうが良い。	
201		10.3.1(7)条文	Ⅲ-10-13	表 10.3.1 腹圧力の係数の考え方の解説が必要ではないか、外力は必要ないのか、算出方法や計算例などの解説が必要なのではないか。	
202		11章	Ⅲ-11-1	現行示方書あった合成桁の図が消えている理由を確認	
203	Ⅲ編			Ⅲ編全般的に文章が長いので、小見出し等がつけられれば見易い。	

番号	編	章・節・項	ページ	確認事項	対応
204				抵抗係数の一覧表があればわかりやすい。	
205		6.1(4)	Ⅲ-6-3	「局所的な影響で設計の想定と大きくな らないように・・・」→日本語表記がおかしい のではないかと（個人的に感じた事項）	
206		14章 3.1(1)(3)	Ⅲ-14-3	文章の流れとして、中空床版橋は異方性を基 本としていて、場合によっては等方性として よい。となっているが「ただし、～」以降の 説明は、等方性とする場合の留意事項につ いてのみ言及すべきではないか。（現状の改定 案は異方性・等方性の判断も含まれる）	
207		15章 15.1	Ⅲ-15-1	「この章では、～念頭に置いていない」につ いて、道路橋示方書としてふさわしくないの ではないか。現行のように「この章では～」 の方が良いのではないかと。	
208		15.4(3)	Ⅲ-15-7	作用について、どのような荷重状態を想定し ているか明記が必要では。（他の節や章につ いても同様に荷重状態の明記が必要では）	

番号	編	章・節・項	ページ	確認事項	対応
209		16章 16.1	Ⅲ-16-1	「プレキャストセグメント」の定義は必要ないか。	
210			Ⅲ-16-2	コンクリートと接着剤の付着強度に抵抗を期待してよいような文章になっている。 接着剤の耐用年数が低いことなどを踏まえ、この文章により不具合事例等（ミスリード）を回避するような記述にすべきではないか。	
211		17章 17.3	Ⅲ-17-3	「施工要領書」という用語について、このままでよいか。（Ⅱ編との整合や一般的に使用されている「施工計画書」との違いがあれば、明確化）	
212		17.8. (1)2)	Ⅲ-17-19	「日本道路協会平成 10 年 1 月」→他の基準や便覧等を引用している場合、該当基準の今後改定予定も踏まえて、発刊年月を入れるべきか、他編との整合を図ること。 （少なくとも、今後改定予定のコンクリート道路橋設計便覧や施工便覧は発刊年月を削除すべきでは）	

番号	編	章・節・項	ページ	確認事項	対応
213	全体			事故等の固有名称を入れるべきではないか。 改定にあたって背景の資料の共有が必要	